

の刻本金剛般若波羅蜜經裏貼²²の文書の中に

河西諸州、蕃・渾・嗚末・羗・龍、狡雜極難調伏

と見え、またその ch. 936 文書²³にも頻りに龍家及び龍王という稱が用ゐられてゐる。これら河西地方から伊州にかけて住んで居つた龍族とか龍家とかいうものが本と焉耆の人であつたことは、此の殘卷によつて明らかにせられることであつて、甚だ貴重な材料と言はなければならぬ。焉耆の王姓を龍というたことはよく知られて居ること、晉書西戎傳焉耆國の條に「太康中、其王龍安遣子入侍」と記され、その後龍會・龍熙などが相ついで立つた。隋書西域傳には「其王姓龍」と明記して居る。こゝに引いた唐から五代にかけてのこの地方の史料に見える龍族龍家の名が、本來焉耆の人であつたことによつて生じたとすれば、この王姓と相關するものであること疑ない。但しこの王姓と謂はれて居るものは族名と稱せられるべきものであること殆んど疑無いと信ずるから、當時龍族龍家と稱して河西から伊州地方にかけて住んで居つたものを、本來焉耆の人であるとするこの殘卷の説明は、全く疑ふ可らざるものとして承認されるべきであると思ふ。この龍族なる焉耆人が近時喧傳せられるトカラ人であるか、そうで無くともこれと或る關係を有したものに違ないことを思ふ時、これが河西地方に入り込んで居つた事實は頗ぶる注目に値するであらう。

なほこの殘卷の記事について注意すべきところは決して少くない。第54—60行にかけての伊吾縣の祆廟²⁴及び祆主に関する記事の如き、第75行の阿覽神廟の記事の如き、寺觀烽戍の名稱の如き、水名城名の他に見えざるものを載